

公的個人認証サービス利用に係る特約

1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、おかしんアプリ（以下、「本アプリ」といいます。）における手続きにおいて、公的個人認証サービスを利用するにあたり、適用する事項を定めたものです。
- (2) この特約は、「おかしんアプリ利用規約」（以下、「原規約」といいます。）の一部を構成するとともに原規約と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約の定めがない事項に関しては原規約が適用されるものとします。

2. 公的個人認証サービスによる本人確認

- (1) 本アプリにおいて本人確認を行う際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を実施する場合があります。
- (2) 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用し、オンラインで本人確認を実施するサービスです。公的個人認証サービスの利用に際し、マイナンバーカードと署名用電子証明書パスワード（6桁～16桁の英数字）が必要となります。
- (3) 署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁の英数字）を失念等した場合は、住民票のある市区町村の窓口等での手続きが必要です。
- (4) 署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁の英数字）は他人に教えないでください。
- (5) 当金庫は、署名用電子証明書の有効性確認のために、地方公共団体情報システム機構が提供する認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいいます。）を利用します。

3. 免責事項

- (1) 当金庫は、お客さまのマイナンバーカードの管理不備、通信環境の不具合、その他当金庫の責めに帰さない事由により生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (2) 当金庫は、システム障害、不具合、中断、その他当金庫の責めに帰さない事由により、公的個人認証サービスが利用できなかった場合、これによって生じた損害について一切の責任を負いません。

4. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2026年8月20日現在)